

大会会場での監督や選手の立ち居振る舞いについて

北信越学生柔道連盟

この取り扱いは、競技としての柔道と教育としての柔道の融合を図り、柔道家としての品格の向上を目指すためのものである。

1. 監督の役割

- (1) 監督は、選手へのさまざまな状況における指示、戦術的なアドバイス、怪我の対応など、選手とのコミュニケーションを取ることを目的とする。
- (2) 監督は、自大学の選手が大会会場に入場してから退出するまでの間、選手の行動に責任を持たなければならない。

2. 試合中の立ち居振る舞い

- (1) 試合が止まっている間（「待て」から「始め」の間）のみ、選手に対して指示を与えることができる。試合続行中は、選手に対して指示を与えることが許されない。
- (2) 次の行為を禁止する。
 - ア. 試合を続行している最中に指示を出すこと。また、選手・監督席が準備されている場合、試合中に立ち上がること。
 - イ. 審判の判定に対し、コメントや批判、あるいは訂正を要求すること、またはこれらに対する遅延行為。
 - ウ. 対戦選手・審判・役員・一般客および自所属の選手を侮辱するような行為または言動。
 - エ. 設備あるいは物品を蹴ったり、殴ったり、叩きつけたりするなどの行為。
- (3) 試合場での服装は原則として、監督は審判員に準じた服装とし、選手はそれに加え、柔道着・チームジャージのみとする。

3. 罰則

上記に違反した場合は、下記による処分を与えるものとする。

- (1) 1回目は Jury を含めた審判員が合議の上、主審が口頭による注意をする。
※大会委員長や審判長は審判員へ発議を行っても良い。
- (2) 1回目の注意で改善されない場合は、審判長に報告の上、大会委員長または審判長の責任の下にその試合が終了する（団体戦においては全ての試合が終了する）まで、試合場から退場させ、本部席の指定場所で待機させる。但し、選手のみになった場合でも試合はそのまま続行する。
- (3) 次の試合以降は、再び監督行為を許可するが、その後も改善されない場合は、その日の監督行為を許可せず、指定場所にて試合終了まで待機させる。

試合中の立ち居振る舞いについては、選手・当該校関係者（保護者・OB等）も同じ扱いとし、試合場のみならず観客席もその対象とする。違反した場合は、全て監督が罰則を受けるものとする。

※補足説明

- ① 投げたときに無意識に出てしまう発声（例として、「ヤー」「ヨイショ」など）に関しては許容する。但し、その後の「有効!!今のはあったよ!!」という類の言動は禁止行為（イ）と見なし、罰則の対象となる。
- ② 試合続行中であっても、戦術的アドバイスを含まない一般的な応援（例として「ファイト」「頑張れ」）などは選手を励まし、試合をアクティブなものとするため許容する。但し、戦術的アドバイス（例として、「胸を合わせろ」「頭を上げろ」など）は、禁止事項（ア）とみなし、罰則の対象となる。
- ③ ことばやジェスチャーによる技の効果や積極的姿勢のアピールは禁止行為（イ）と見なし、罰則の対象となる。
- ④ 対戦選手の消極的行為（偽装攻撃や消極的姿勢等）についても「あー」「はいはいはい」などと発声し、反則を要求する行為は禁止行為（ウ）と見なし、罰則を与える。
- ⑤ 原則として、柔道着・チームジャージ・審判員に準じた服装（スーツ等）以外は、試合場（観客席は含まない）への立ち入りは認めない。試合に敗退した場合も同様とする。
- ⑥ 柔道特有のウォーミングアップ（打込や投込）は受取とともに柔道着を着用して行うこととする。

いわゆる「仲間を鼓舞し、試合をアクティブなものとする行為」は許容する。但し、「相手の反則をアピールするなどのネガティブな行為」は厳に慎むべきである。また、ことばやジェスチャーによるアピールは審判員に対する威圧・強要行為と考えられ、審判の尊厳を傷つける行為に他ならないため、監督や選手は自制する必要がある。